

改正

平成30年 3 月30日規則第 6 号

令和 4 年 4 月 1 日規則第69号

岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成18年条例第230号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(添付図面)

第 2 条 次条の規定による届出及び第 8 条第 1 項の規定による申請に必要な添付図面は、別表に掲げるものとする。

(届出)

第 3 条 条例第 3 条から第 6 条までの規定により駐車施設を附置しようとする者は、駐車施設設置・変更届出書（様式第 1 号）に別表の(ア)欄に掲げる図面を添えて、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(駐車施設の附置を要しない建築物)

第 4 条 条例第 3 条の市長が特に必要がないと認めたものとは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校のうち、小学校、中学校及び幼稚園をいう。

(駐車施設の附置規模の義務限度)

第 5 条 条例第 6 条の規定による建築物の用途変更で、附置すべき駐車施設の規模の義務限度は、当該建築物のすべてを特定用途に供している建築物として条例第 3 条又は第 4 条により算定した規模を超えないものとする。

(駐車施設の規模等)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項及び第 4 項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとは、自動車が円滑に回転し得る構造のものであって、50平方メートル以上の駐車施設にあっては、次に掲げる基準を満たすものをいう。

(1) 車路の有効幅員は、おおむね5.5メートル以上（一方通行の場合にあっては、おおむね3.5メートル以上）とすること。ただし、やむを得ない理由により有効な車路の幅員が設けられない場合は、警報装置等を設置し、自動車が支障なく出入りできるものとする。

(2) 自動車の出入口付近は、道路交通に支障を及ぼすおそれのない構造とし、当該道路を通行する者の存在を容易に確認できるようにすること。

(特殊の装置等)

第 7 条 条例第 8 条第 3 項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設（以下この条において「特殊駐車施設」という。）で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものとは、次に掲げる基準を満たすものをいう。

(1) 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認めたもの又はそれと同程度の能力を有するものであること。

(2) 特殊駐車施設の少なくとも 1 台分について、車椅子利用者に配慮された駐車施設

を設けること。

(3) 特殊駐車施設への車路及び自動車の出入口付近について、前条各号に掲げる基準を満たすこと。

2 前項第2号の基準は、対象となる建築物又は当該建築物の敷地内に条例第8条第2項に規定する車椅子利用者のための駐車施設を設ける場合は、適用しないものとする。

(特例に関する承認)

第8条 条例第9条の規定による駐車施設の設置をしようとする者は、駐車施設設置・変更承認申請書(様式第2号)に別表に掲げる図面を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項による申請があった場合において承認の決定をしたときは、駐車施設設置承認・不承認通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(身分証明書)

第9条 条例第12条第2項の身分証明書は、様式第4号とする。

(措置命令書の様式)

第10条 条例第13条第2項に規定する措置命令書は、様式第5号とする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条、第3条、第8条関係)

図面の種類		明示すべき事項
(ア) 駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに条例第9条の建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員
	建築物の姿図	正面図及び側面図
	断面図	縮尺、車路部分の高さ及び駐車部分の高さ
(イ) 条例第9条の建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

備考 図面の縮尺

1 付近見取図 2,500分の1以上

- 2 建築物の姿図 300分の1以上
- 3 配置図 300分の1以上
- 4 各階平面図 300分の1以上

様式第 1 号（第 3 条関係）

駐 車 施 設 設 置 変 更 届 出 書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

設置者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
（担当者氏名）
電話番号

駐車施設を 設置 変更 しますので、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

駐 車 施 設	設 置 場 所	岩国市					
	敷 地 の 権 利	1 自己所有 2 借 地 3 その他（ ）					
	土地の使用承諾者 （ 自 署 ）	住所（所在地）					
		氏名（名 称）					
	規 模	種 別	計 画 規 模		条例の最小限度規模		
		車 い す 用	台	m ²	1 台	21.00m ²	
		2.3m～×5.0m～	台	m ²	台	m ²	
2.5m～×6.0m～		台	m ²	台	m ²		
荷 さ ば き 用		台	m ²	台	m ²		
合 計		台	m ²	台	m ²		
建 築 物	所 在 地	岩国市					
	地 域 等	1 商業地域等 2 周辺地区又は自動車ふくそう地区					
	* 床 面 積	特 定 用 途	店 舗	m ²	非 特 定 用 途	m ²	
			事 務 所	m ²	延 べ 床 面 積	m ²	
			倉 庫	m ²			
			そ の 他	m ²			
			合 計	m ²			
※ 岩 国 市 記 入 欄		駐車場整備地区 [内 ・ 外]					

※印の欄には、記入しないでください。

(裏)

1 *印の欄は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場の屋外観覧施設の用途に供する部分を含めて、小数第3位まで記入してください。

2 特定用途の内訳は、駐車場法施行令第18条の規定により、次のとおりとしてください。

(1) 店舗……百貨店その他の店舗

(2) その他……劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場及び工場

3 附置義務駐車施設及び荷さばき駐車施設の条例の最小限度規模

床面積が1万㎡を超える事務所がある場合には、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定により床面積を低減した後、次の計算を行ってください。

(1) 附置義務駐車施設の台数の計算

条例第3条に規定する最小値により計算してください。

(2) 附置義務駐車施設の自動車の駐車のに供する部分の幅及び奥行

条例第8条第1項及び第2項に規定する最小値としてください。

(3) 荷さばき駐車施設の台数の計算

条例第4条第1項に規定する最小値により計算してください。

なお、同条第2項の規定により、荷さばき駐車施設の台数を附置義務駐車施設の台数に含める場合には、附置義務駐車施設の種別のうち、条例第8条第1項に規定する幅2.3m以上奥行5m以上のものに替わるものとしてください。

(4) 荷さばき駐車施設の自動車の駐車のに供する部分の幅、奥行及びはり下の高さ

条例第8条第4項に規定する最小値により計算してください。

4 建築物の増築又は用途の変更の場合

建築物の増築又は用途の変更の場合については、条例第6条の規定を参照してください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

駐 車 施 設 設 置 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

設置者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
（担当者氏名）
電話番号

駐車施設を 設置 変更 したいので、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

駐 車 施 設	設 置 場 所	岩国市				
	敷 地 の 権 利	1 自己所有 2 借 地 3 その他（ ）				
	土地の使用承諾者 （ 自 署 ）	住所（所在地）				
		氏名（名 称）				
	規 模	種 別	計 画 規 模		条例の最小限度規模	
		車 い す 用	台	m ²	1 台	21.00m ²
		2.3m～×5.0m～	台	m ²	台	m ²
2.5m～×6.0m～		台	m ²	台	m ²	
荷 さ ば き 用		台	m ²	台	m ²	
	合 計	台	m ²	台	m ²	
建 築 物	所 在 地	岩国市				
	地 域 等	1 商業地域等 2 周辺地区又は自動車ふくそう地区				
	＊ 床 面 積	特 定 用 途	店 舗	m ²	非 特 定 用 途	m ²
			事 務 所	m ²	延 べ 床 面 積	m ²
			倉 庫	m ²		
			そ の 他	m ²		
			合 計	m ²		
駐 車 施 設 を 附置できない理由						
※ 岩 国 市 記 入 欄	駐車場整備地区 [内 ・ 外]					

※印の欄には、記入しないでください。

(裏)

1 *印の欄は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場の屋外観覧施設の用途に供する部分を含めて、小数第3位まで記入してください。

2 特定用途の内訳は、駐車場法施行令第18条の規定により、次のとおりとしてください。

(1) 店舗……百貨店その他の店舗

(2) その他……劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場及び工場

3 附置義務駐車施設及び荷さばき駐車施設の条例の最小限度規模

床面積が1万㎡を超える事務所がある場合には、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定により床面積を低減した後、次の計算を行ってください。

(1) 附置義務駐車施設の台数の計算

条例第3条に規定する最小値により計算してください。

(2) 附置義務駐車施設の自動車の駐車のに供する部分の幅及び奥行

条例第8条第1項及び第2項に規定する最小値としてください。

(3) 荷さばき駐車施設の台数の計算

条例第4条第1項に規定する最小値により計算してください。

なお、同条第2項の規定により、荷さばき駐車施設の台数を附置義務駐車施設の台数に含める場合には、附置義務駐車施設の種別のうち、条例第8条第1項に規定する幅2.3m以上奥行5m以上のものに替わるものとしてください。

(4) 荷さばき駐車施設の自動車の駐車のに供する部分の幅、奥行及びはり下の高さ

条例第8条第4項に規定する最小値により計算してください。

4 建築物の増築又は用途の変更の場合

建築物の増築又は用途の変更の場合については、条例第6条の規定を参照してください。

様式第 3 号（第 8 条関係）

駐車施設設置承認
不承認 通知書

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称） 様

岩国市長 印

年 月 日付けで次のとおり設置承認申請のありました駐車施設につき
ましては、承認 不承認 となりましたので、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関
する条例施行規則第 8 条第 2 項の規定に基づき通知します。

駐 車 施 設	設 置 場 所	岩国市		
	規 模	車 い す 用	台	m ²
		2.3m～×5.0m～	台	m ²
		2.5m～×6.0m～	台	m ²
		荷 さ ば き 用	台	m ²
		合 計	台	m ²
建 築 物 所 在 地		岩国市		
そ の 他				
駐車場整備地区 [内 ・ 外]				

様式第4号（第9条関係）
（表面）

身 分 証 明 書			
写 真	職 名		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日生
上記の者は、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第12条第2項の規定に基づき、駐車施設に立入検査をする職員であることを証明する。			
年 月 日			
岩国市長			印

（裏面）

岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（抜粋）
（立入検査）
第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

横6 cm×縦9 cm

様式第 5 号（第10条関係）
岩国市指令第 号

措 置 命 令 書

住 所（所在地）

氏 名（名 称） 様

- 1 建築物の所在地
- 2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第13条第 2 項の規定に基づき次のとおり措置を命ずる。

年 月 日

岩国市長 印

記

- 1 措 置
- 2 理 由